

【特掲診療料】

・がん性疼痛緩和指導管理料	・人工腎臓
・がん患者指導管理料イ・ロ	・導入期加算1
・糖尿病透析予防指導管理料	・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
・婦人科特定疾患治療管理料	・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
・院内トリアージ実施料	・輸血管理料(II)
・ニコチン依存症管理料	・輸血適正使用加算
・がん治療連携指導料	・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
・薬剤管理指導料	・脊髄刺激装置
・医療機器安全管理料1	・在宅時医学総合管理料及び施設入所時等医学総合管理料
・検体管理加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算
・コンタクトレンズ検査料1	・慢性腎臓病透析予防指導管理料(Ⅰ)
・ロービジョン検査判断料	・外来腫瘍化学療法1
・CT撮影及びMRI撮影	・二次骨折予防継続管理料1・3
・外来化学療法加算1	
・無菌製剤処理料	【歯科】
・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	・歯科疾患管理料の注11に掲げる総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	・歯科口腔リハビリテーション料2
・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	・クラウン・ブリッジ維持管理料
	・歯科疾患在宅療養管理料の注4に掲げる在宅総合医療管理加算及び在宅歯科治療時医療管理料

2026年1月1日～